

設計業務 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、及び青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル(以下「設計業務マニュアル」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、県営藤坂頭首工地区基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施する頭首工設計のために、耐震診断を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、十和田市大字藤島地先で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

(管理技術者)

第1-5条 本業務で配置する管理技術者は、共通仕様書第1-6条によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業土木、農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	農学	

第2章 設計業務

(適用する技術基準等)

第2-1条 適用する技術基準等は、「設計業務マニュアル」の第2節の表2-1にある技術基準及び参考図書とし、その中で土地改良事業設計基準及び運用・解説「頭首工」を併用して適用するものとする。

(設計条件)

第2-2条 設計業務における設計条件は、「別表2」に示すとおりである。

(設計業務内容)

第2-3条 設計業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりであり、作業項目は「別表3」に示すとおりである。

(設計業務の留意点)

第2-4条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

1 設計に当たっては、事業制度を十分理解し、造成される施設が必要な機能及び

安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

2 環境との調和に配慮した事業の施工とするため、事業実施により想定される環境影響を調査及び整理し環境配慮対策について検討すること。（土地改良法第1条第2項）

3 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。

4 計算過程は省略してはならない。

5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図に記入するものとする。

6 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。

7 設計にあたり関係機関との協議を有する場合は、原則として業務機関内に呼び協議を終え、設計に反映させること。

8 数量計算は、「土地改良工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は「工事工種の体系化」に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、算出要領（案）及び工事工種の体系化は、農林水産省ホームページからダウンロードできる。

（照査技術者）

第2-5条 1 本業務の実施にあたっては、契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	農 業	農業土木または農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（農林水産省制定。農林水産省ホームページからダウンロードできる。以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

3 「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。

4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第3章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

（参考図書）

第3-1条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条による。

(貸与品等)

第3-2条 貸与品は、「別表4」に示すとおりである。貸与後は必要事項をコピー等し、速やかに返却すること。

- 2 受注者が、土地登記簿記録若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第3-3条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第3-4条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、打ち合せ書はその都度取り交わすものとする。

(成果物)

第3-5条 提出すべき成果物は、「別表6」に示すとおりである。

(成果物の装丁等)

第3-6条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。ただし、用地調査等の業務がある場合は分冊を基本とする。
- 2 装丁等の詳細は、「設計業務マニュアル」の第1節の1の(2)によるものとし、必要に応じて工種・路線名を明記すること。
- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 提出先は、上北農林水産事務所（十和田市西二番町10-21）とする。

第4章 その他

(電子納品業務)

第4-1条 本業務は、電子納品業務であり、下記によるものとする。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- 2 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- 3 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総

合研究所のホームページよりダウンロードできる。

- 4 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページの「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

(積算内訳書)

第4-2条 積算内訳書は別添「積算数量表」に基づき作成すること。なお積算に当たっては「積算参考資料」を参照のこと。

- 1 積算においての個別補正内容は「別表3」に示すとおりである。

別表1 業務概要

項 目	内 容
設計業務	耐震診断 一式

別表2 設計条件

項 目	内 容
1. 頭首工設計	1. 本委託業務は当該区間における頭首工の設計業務（耐震診断）である。 2. 調査設計報告を基に実施設計を行うこと。
2. 基準書等関係	設計作業の際に参考とする基準書等は、次によるものとする ・土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 ・土地改良事業のための河川関係工作物設計の手引き ・解説 河川管理施設等構造令 ・河川砂防技術基準（案）同解説（調査・設計編Ⅰ、設計編Ⅱ） ・河川砂防技術基準 同解説（計画編） ・土地改良事業設計指針「耐震設計」

別表3 設計業務内容

作業項目			当初	変更	補正内容
【実施設計（頭首工）】			一式		前段補正 0.90
1-1	準備作業	現地調査	○		個別補正 0.50
1-2		資料の検討	○		//
2-1	設計計画	河川計画の検討			
2-2		河川計画の設計			
2-3		位置の検討			
2-4		型式の検討			
2-5		平面、縦断計画			
3-1	水利計算	河川水位の検討			
3-2		土砂吐の検討			
3-3		堰体及び護床工			
3-4		取水工			
3-5		沈砂池			
3-6		魚道及び下流放流工			
4-1	構造計算	固定堰			
4-2		堰体			
4-3		堰柱			
4-4		取水工			
4-5		護岸工			
4-6		魚道			
4-7		沈砂池			
4-8		下流放流工			
4-9		管理橋			
4-10		巻上機械室			
4-11		管理室			
5	基礎	基礎の検討			
6-1	設計図作成	河川計画図			

作業項目			当初	変更	補正内容
6-2		一般図			
6-3		堰体			
6-4		堰柱			
6-5		取水工			
6-6		護岸工			
6-7		魚道			
6-8		沈砂池			
6-9		下流放流工			
6-10		管理橋			
6-11		巻上機械室			
6-12		管理室			
6-13		基礎工			
6-14		土工			
7		仮設計画			
8		数量計算			
9		施工計画			
10		特別仕様書			
11		概算工事費積算			
12		照査	○		
13		点検取りまとめ	○		項目補正 0.30

作業項目		当初	変更	補正内容
耐震診断（堰体・堰柱）		一式		
1	耐震診断用図面作成	○		
2	診断条件の検討	○		
3	耐震診断計算	○		
4	耐震性能評価	○		

別表4 貸与品

貸与資料名	部数	備考
令和7年度 藤坂頭首工地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託報告書	1部	

別表5 打合せ

業務	作業段階	回数	内容
設計	業務着手前	1回	・ 業務の基本的事項及び業務計画、設計方針の概略について打合せする。 ・ 打合せには管理技術者が同席するものとする。
	中間打合せ	3回	・ 業務進捗状況の確認。 ・ 成果品のとりまとめ方について打ち合わせする。
	報告書原稿作成段階	1回	・ 成果品全体のとりまとめ方について打合せする。 ・ 打合せには管理技術者が同席するものとする。

別表6 成果物

成果物名	内容	規格	部数
業務報告書	設計計算書、設計説明書、設計資料、数量計算書 他	A-4	2部
図面	耐震診断結果概要図 他	A-3見開き	2部
電子媒体	業務報告書及び図面データ	CD-R 又は DVD-R	正・副各1部
※ 装丁はチューブファイルとする。 ※ 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。			